



会報発行にあたり

石川県民生委員児童委員協議会連合会
会長 三国外喜男

本年度より県民児連では新しい事業として委員の皆様方に向けて広報紙を発行することになりました。タイトルも「らーん・とっげざー」と名付け、委員皆様方が互いに学んで日々の活動に活かすことを目的としてスタートします。

会報の内容については県民児連総務委員会が担当し、その都度委員の皆様方が何を学びたいかを考え発行していきます。私たちの活動は取り扱う案件ごとに違うと言っても過言ではないでしょう。それ故に日々の生活スタイルの変化や公的制度の改正など諸々のものが形を変えています。油断していると次々と過去のものとなっていきます。

学びには終わりはありません。委員皆様方の活動にお役にたてばと思い事業を進めていきます。

県民児連、民生委員児童委員活動を応援しています!!

社会福祉法人石川県社会福祉協議会
専務理事 西 和喜雄

民生委員・児童委員の皆様には、日頃より地域の様々な生活課題に向き合いご尽力をいただいておりますことに厚くお礼と感謝を申し上げます。

また、委員の皆様には、「新しい生活様式」を踏まえ、感染予防に努めながら活動いただいておりますことに心より敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染拡大は、社会・経済に大きな影響を及ぼしており、失業者の増加や、高齢者、子育て世帯の孤立、児童虐待等の諸課題が顕在化してきています。

このような中、地域で住民に寄り添い相談・支援活動をされる民生委員・児童委員の皆様がますます重要となっております。

民生委員・児童委員を取り巻く環境は、長い歴史とともに変化し、いろんな役割も増えてきています。県民児連の事務局を担う県社会福祉協議会

としても、民生委員・児童委員の皆様が活動しやすい環境づくりにこれまで以上に努めてまいりたいと存じます。

このたびの県民児連広報誌「Learn together」の発行は、なにより、お一人お一人の民生委員・児童委員活動の一助となること、そして、なり手確保や活動の周知にもつながることを期待しております。

社会福祉協議会としても皆様との連携・協働をより深め、ともに福祉のまちづくりに努めてまいりたいと考えています。

結びに委員皆様のみますのご健勝とご活躍を心よりお祈り申しあげ、発行にあたってのお祝いの言葉とさせていただきます。

石川県民児連からのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大に伴う 県民児連関係会議等の対応について

県民児連では、新型コロナウイルス感染防止・拡大防止、安全面を重視し、当面の会議、研修会等を中止または延期をすることといたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 会議・研修会について

会議・研修名	参加対象	対応	備考
県民児連理事会	理事 (各市町から選出)	書面審議	
県民児連総会	単位民児協代表者 (154か所)	書面審議	6月に開催予定と していましたが、 書面審議とします。 ※6月下旬予定
第1回県民協 会長研修会	単位民児協会長 (154名)	延期	総会と同日に開催を予定 していましたが状況を踏まえ、 改めてご案内します。

2. 「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」 ならびに一斉取組み日の活動について

・県内の市町、単位民児協の活動内容については、県社協HPに掲載しています。

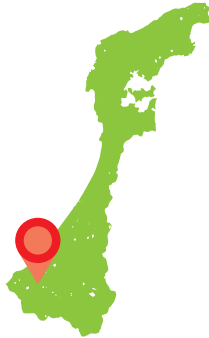
我が市町の民児協

このコーナーは石川県内に19ある市町の民児協の紹介です。

今回は**加賀市民生委員児童委員協議会**です。

加賀市民児協の概要

人口：64,905人（令和3年4月1日現在）
 地区民児協数：9地区
 民生委員・児童委員数：181人
 主任児童委員数：18人
 会長：上野栄一



加賀市

加賀市民児協は、9地区の地区民児協により組織され、その地区民児協の正副会長等による役員会（24名）を中心に運営しています。また、主任児童委員部会、研修委員会、広報委員会を組織し、それぞれにおいて事業等を企画し実施しています。

主任児童委員部会は、定期的に部会を開催し、委員相互の情報交換と

共有のほか、地域の子育て団体等との連携や、研修を行いスキルアップに努めています。

研修委員会では、協議会全体の研修の企画、広報委員会では、広報誌「みんじかが」の編集発行を行っています。

事業・活動等について

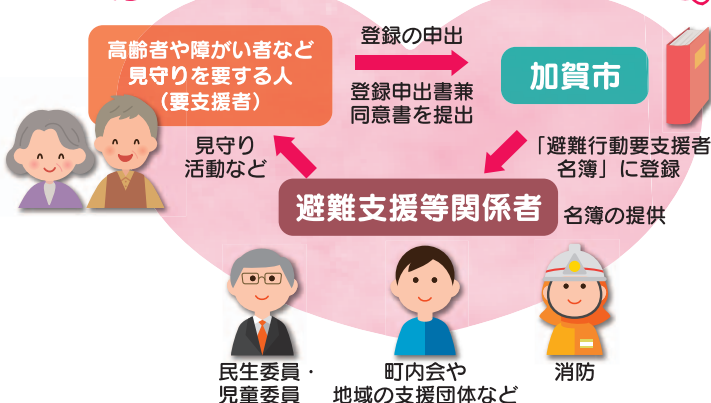
加賀市民児協では、「誰もが安心して、安全に暮らせるまちづくり」を目指し、平常時から災害に備えた要支援者の支援活動の「地域見守り支えあいネットワーク事業」を重点的に、行政や社会福祉協議会と連携し取り組んでいます。

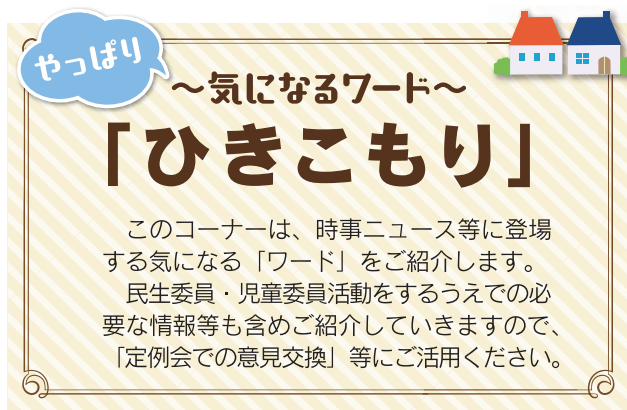
「地域見守り支えあいネットワーク事業」は、一人暮らし高齢者や障がいのある人等の要支援者をあらかじめ把握し、名簿（避難行動要支援者名簿）により地域の支援者が情報共有することで、見守りの互助・共助の輪を広める制度として、市が中心に実施している事業です。民生委員・児童委員は、日々の見守り活動の中で制度の登録勧奨を行うなど、支援が必要な人の登録を進めています。「避難行動要支援者名簿」には、制度に登録申請した方が掲載され、民生委員・児童委員のほか、町内会（区長）や消防等に提供され、情報の共有を図っています。

制度登録者には、登録時に民生委員・児童委員が「安心カード」を配布しています。「安心カード」には、万が一のとき、自分の詳しい情報を周りの人に伝えることができるよう、緊急連絡先や医療身体状況などの情報が記載されており、「安心カード」の情報は、市（福祉政策課・消防）と民生委員・児童委員のみで把握しています。

加賀市民児協では、「地域見守り支えあいネットワーク事業」の、住民への理解の浸透とネットワークの強化に向けて、関係機関等と連携し今後も積極的に進めていきます。日頃からのご近所付き合いなどを中心とした、互いに支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、コロナ禍においての「新しい生活様式」を踏まえ、感染予防・感染拡大防止に努め、工夫を凝らした活動を展開していくこととしています。

地域見守り支えあいネットワークの概要





大人の「ひきこもり」が、社会問題に!!

中高年層のひきこもりの多くが親と同居をしており、生活面や経済面でも、親に頼っていることが少なくありません。そして、親が介護サービスを受けようになった時にはじめて、その存在に気づかれることがよく認められるようになりました。

これが「8050問題」といわれる社会問題になっています。

ひきこもりに関する実態調査から

- ①男女比 男 7 : 女 3
- ②ひきこもりの人数（推計）
 - ・15歳～39歳 54.1万人
 - ・40歳～64歳 61.3万人

石川県では、約1万人の方がいるのではないかとされています。

「ひきこもり」は様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学。非常勤を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続ける状態（他者と関わらない形で外出している場合も含む）のことを言います。

ワンポイント

「ひきこもりとニート」の違い

ひきこもり＝ニート（働いていない、学校に通っていない。職業につくための専門的な訓練も受けていない。）

- + 自宅にひきこもっている。
- 親密な対人関係がない。

ひきこもり本人やその家族への対応について

ひきこもり本人の多くは対人不安（対人恐怖）が強く、人と接するのが苦手です。だから、ひきこもり本人から近寄って来る場合以外は、ひきこもり本人と接する時には、家族に本人の同意を取ってもらってから会いましょう。無理に会おうとすると、精神的に不安定になります。家族は、「外に出ようとしなさい」「働こうとしなさい」などと悩みを打ち明けると思いますが。家族の悩みに共感し受容しながら傾聴してください。家族の気持

ひきこもりの2つの「要因」と3つの「分類」

（要因）

- ・社会的要因
 - ①働かなくても生きていくことができる経済力や環境がある。
 - ②本人に合った適切な就労の場がない。
 - ③落ち着いて過ごせる家以外の居場所がない。
 - ④気分が紛れるネットやゲームがある。

・個人的要因

- ①対人不安や対人緊張を避けるため
 - ②傷つくことへの過敏性があるため
 - ③こだわり、強迫性があるため
 - ④背景に何等かの精神疾患があるため
- ※多くは社会的要因と個人的要因の両方の要因が関与しています。

（分類）

- 第1群 統合失調症等精神疾患
- 第2群 発達障害
- 第3群 その他（神経症）

※ひきこもりは、3つに分類されます。

ひきこもり支援

ひきこもり支援には、

- ・生活上の支援
 - ・経済上の支援
 - ・就労への支援
- などがあります。

本人や家族が望むことや不安に思っていることから、一緒に考えていきましょう。

ひきこもりは家族支援から始まります。



ひきこもり本人だけではなく、**家族も孤立しています。**
この**家族の孤立感を軽減**することも大切です。

「ひきこもりの理解と支援」R2民児協会長研修会
石川県こころの健康センター 所長 角田雅彦氏講義より～

ちを傾聴することで、家族の心に癒しを与えることができます。次に、本人と話ができるようでしたら、本人の困り感に寄り添って、その困り感が少しでも軽減するように対応してください。本人の困り感は家族の困り感とは違う場合もあります。まずは、本人の困り感に寄り添うことが大切です。働くことはかなりハードルが高いです。目標は実現可能な小さな目標（スモール・ステップ）を立てましょう。小さな目標を達成することを繰り返すことで成長することができます。

石川県こころの健康センター 角田 雅彦

新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例貸付について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年3月25日から生活福祉資金貸付制度による特例貸付が始まりました。

新型コロナウイルスの影響で休業したり、仕事が減ったことで収入が減少した世帯を対象に、緊急小口資金、総合支援資金の貸付が行われています。当初は、令和2年9月末までの予定でしたが、第二波、第三波と収束が見えないなかで延長貸付、再貸付の対応が行われています。

（本県の貸付状況 4月末現在）

本県における緊急小口資金等の特例貸付状況

（令和2年3月25日～令和3年4月末までの実績）

緊急小口資金	申請	約8,000件
	決定	約7,900件
総合支援資金	申請	約5,400件
	決定	約5,200件
総合支援資金 （再貸付）	申請	約2,600件
	決定	約2,500件

生活福祉資金貸付制度は、昭和30年には世帯更生資金貸付制度として創設され、民生委員による低所得世帯の自立更生を促進する運動が元となり始まった制度です。

この制度は貸付制度でありながら、低所得の世帯の経済的ニーズに対して相談支援等を合わせて行うことが大きな特徴です。

実施主体は県社会福祉協議会ですが、住民のより身近なところで支援ができるよう、市町社会福祉協議会で窓口業務を行っています。

この貸付については、これまでも大きな災害が発生した場合は、対象者を従来の低所得世帯から被災地域に住む世帯に拡大し特例貸付が行われてきました。そして、今回は、対象者を「新型コロナウイルスの影響により収入が減少した者」として貸付が行われています。

※この特例貸付に関しては、委員調書は必要ありません。

特例貸付の課題と今後の対応

今回の特例貸付は、国主導の緊急対応施策であることから、対象者の拡充と迅速な貸付が優先されてきました。そのため課題も生まれています。

課題

1 利用者への支援について

・迅速な貸付が優先される状況下で、社協職員も

丁寧な対応を心がけていますが、殺到する相談や、新型コロナウイルス感染予防も踏まえ、世帯それぞれの状況に応じた細やかな支援がしづらい状況となっている。

2 外国人の方への対応

・今回の貸付では多くの外国人の方が相談に訪れ、貸付を受けています。

言語、申請書類等を含め意思疎通が難しい事例もあり、外国人の方への対応する体制整備が遅れている。

今後の対応

民生委員・児童委員として

・生活福祉資金貸付制度や生活保護制度等の理解を深める。

・貸付だけではなく、生活保護受給も含め生活に困窮する方や世帯に対して、相談にのり、関係機関へつなげる。

・生活困窮者の支援に繋がることや地域の課題を再確認するなど定例会等で話し合ってみる。

（フードドライブ、外国人支援、見守り体制等…）

非常時には、今まで、見えなかったいろんな課題も見えてくる場合があります。

私たちにできることを、皆で意見交換をしてみましょう。

（受付窓口：各市町社会福祉協議会）
（実施主体：県社会福祉協議会）

編集後記

◇県民児連では4つの委員会を設けて活動しています。[総務/高齢/児童/障がい]

◇これまで県民児連の広報活動が事務局任せであった点を見直して、令和3年度から総務委員会で広報誌発行の企画をすることになりました。

◇内容や名称(タイトル)の特色について検討を重ね、

- ①タイトルは「英字の表記」を採用し関心を高め
- ②県内19の市町：民児協を順次に紹介していく、
- ③気になるワードとして『ひきこもり』の解説や、
- ④コロナ関連で：特例貸付について説明する。

ーなど、内容を煮詰めてきました。

◇この広報誌の配布は[県内3,145名]の全民生委員・児童委員の皆さんです。

ご意見・ご感想をお寄せください。

総務委員長 松本 力蔵
(志賀町)

発行日 令和3年6月1日
 発行者 石川県民生委員児童委員協議会連合会
 編集 石川県民生委員児童委員協議会連合会 総務委員会
 事務局 〒920-8557 金沢市本多町3丁目1番10号
 (石川県社会福祉協議会 地域福祉課内)
 TEL:076-224-1212 FAX:076-222-8900